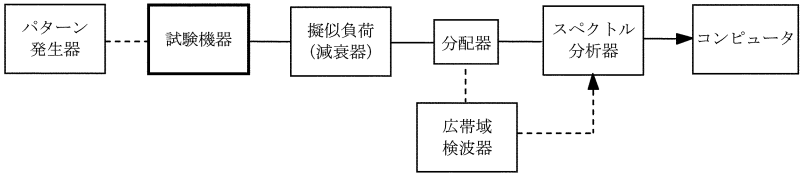
P_S　：各周波数での参照帯域幅内の電力総和の測定値（W）
E_i　：１サンプルの測定値（W）
S_W　：掃引周波数幅（MHz）
n　：参照帯域幅内のサンプル点数
k　：等価雑音帯域幅の補正値
ＲＢＷ：分解能帯域幅（MHz）

注６　バースト時間率＝（電波を発射している時間／バースト周期）

注７　境界周波数は搬送波の中心周波数からの離調が 2.5MHz、3.8MHz、６MHz となる周波数である。

六　スプリアス発射又は不要発射の強度（帯域外領域における不要発射の強度２）

１　測定系統図



２　測定器の設定等

⑴　搬送波又は不要発射測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数又は搬送波周波数±2.1MHz の範囲
掃引周波数幅	搬送波測定時は 2.4MHz、不要発射測定時は 800kHz
分解能帯域幅	30kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	１サンプル当たり１バーストが入ること
データ点数	400 点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑵　スペクトル分析器を用いて得られた測定値は、外部又は内部のコンピュータによって処理する。

３　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、強制送信制御の動作モードで変調信号の送信速度（bps）と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調して送信する。

⑵　複数の変調方式及び送信速度を有するものは、それぞれの変調方式及び送信速度ごとに測定する。

⑶　複数のチャネルを連結するものは、時間軸上１チャネル送信に固定する。

⑷　周波数軸上２チャネル送信に固定する。

４　測定操作手順

⑴　七の項で測定した空中線電力の測定値に、12dBを加えた値を算出してP_bとする。

⑵　スペクトル分析器の中心周波数を搬送波周波数とする。

⑶　スペクトル分析器を掃引して、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑷　全データの dB 値を電力次元の真数に変換する。

⑸　全データの電力総和（注１）を算出し、その値を搬送波電力P_Cとする。

⑹　スペクトル分析器の中心周波数を、搬送波周波数±2.1MHz の範囲とする。

⑺　スペクトル分析器を掃引して、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑻　全データの dB 値を電力次元の真数に変換する。

⑼　全データの電力総和（注１）を算出し、その値を不要発射電力P_Sとする。

⑽　不要発射電力を次式で算出する。

不要発射電力＝（P_S／P_C）×P_b

５　試験結果の記載方法

dBm／800kHz 単位で周波数とともに記載する。

６　その他

⑴　変調符号を標準符号化試験信号に設定できない場合は、通常運用状態において占有周波数帯幅が最大となる変調符号とする。

⑵　４⑸の注１において参照帯域内のＲＭＳ値を用いる場合は、測定値にバースト時間率（注２）の逆数を乗じた値を測定結果とする。

⑶　３⑷において、周波数軸上１チャネル送信のみのものは、周波数軸上１チャネル送信に固定する。

⑷　４⑴において、周波数軸上１チャネル送信のみのものは、９dB とする。

注１　電力総和の計算は次式による。ただし、参照帯域幅内のＲＭＳ値が直接算出できるスペクトル分析器の場合は、６⑵の補正を行うことにより測定値とすることができる。

$$P_C = \left(\sum_{i=1}^{n} E_i \right) \times \frac{S_W}{RBW \times k \times n}$$

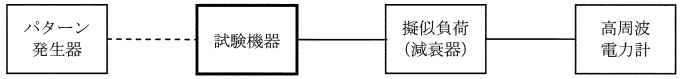
$$P_S = \left(\sum_{i=1}^{n} E_i \right) \times \frac{S_W}{RBW \times k \times n}$$

P_S　：各周波数での参照帯域幅内の電力総和の測定値（W）
E_i　：１サンプルの測定値（W）
S_W　：掃引周波数幅（MHz）
n　：参照帯域幅内のサンプル点数
k　：等価雑音帯域幅の補正値
ＲＢＷ：分解能帯域幅（MHz）

注２　バースト時間率＝（電波を発射している時間／バースト周期）

七　空中線電力の偏差

１　測定系統図



２　測定器の条件

⑴　高周波電力計は、熱電対、サーミスタ等による熱電変換型を基本とする。

⑵　減衰器の減衰量は、高周波電力計に最適動作入力レベルを与える値とする。

３　試験機器の状態

試験周波数に設定し、強制送信制御の動作モードで標準符号化試験信号により変調して送信す